



金 沢 市 公 報

号外第13号の2

平成29年(2017年)9月20日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●規 則	
○金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (生涯学習課)	1
○金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	1
○金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課)	2
○金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則 (環境指導課)	2

●告 示	
○金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正について (環境指導課)	5
●選挙管理委員会告示	
○金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程の一部改正について (選挙管理委員会)	6
○金沢市公職選挙運動実施規程の一部改正について (")	6
●公営企業管理規程	
○金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	7

規 則

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年9月20日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第43号

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例(平成29年条例第35号)の施行期日は、平成29年10月15日とする。

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月20日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第44号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成27年規則第68号)の一部を次のように改正する。

第20条第14号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条中第21号を第22号とし、第15号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業に係る高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る居宅要支援被保険者等又は居宅要支援被保険者等と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第28条各号中「児童若しくは生徒の」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第28条各号の改正規定は、平成29年10月1日から施行する。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月20日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第45号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第47条第2号中「、廃棄物処理手数料のうち定期収集手数料」を削る。

第57条第1項第3号中「係る手数料」の次に「(市民センターで取り扱うものを除く。)」を加え、同項第4号中「うち」の次に「一般廃棄物の収集等に係る手数料(市民センターで取り扱うものに限る。)」を加え、「一般廃棄物処理業者」を「一般廃棄物収集運搬業者」に改める。

様式第21号その1第1葉(表)中「氏名 ㊟」を「 ㊟」に、「せつめい」を「説明」に改め、同その1第2葉～第4葉中「あて先」を「宛先」に改め、同様式その2第1葉(表)中「氏名 ㊟」を「 ㊟」に改め、同第1葉(裏)中「せつめい」を「説明」に改め、同その2第3葉～第8葉中「あて先」を「宛先」に改め、同第3葉～第8葉の備考中「又は廃棄物処理手数料」を削り、同様式その3(表)中「氏名 ㊟」を「 ㊟」に改め、同その3(裏)中「せつめい」を「説明」に改め、同その3(裏)の備考中「又は廃棄物処理手数料」を削り、同様式その4中「もより」を「最寄り」に改める。

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月20日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第46号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条の8第1項第1号中「石綿含有産業廃棄物」の次に「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」を加える。

第19条の6の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請書)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第19条の7 省令第5条の5の2の2第1項又は省令第5条の10の2の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(様式第14号の7)によるものとする。

様式第4号の2中「あて先」を「宛先」に、

「氏名 ㊟」を「氏名 ㊟」に、
「届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。」

「石綿含有産業廃棄物」の次に「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」を加え、同様式の備考第2項中「2箇所」を「2か所」に改める。

様式第4号の4中「石綿含有産業廃棄物」の次に「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」を加える。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、「事業の範囲」の次に「(取り扱う一般廃棄物の種類(当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)」を加える。

様式第7号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、

事業の範囲	事業の内容		を
	取扱廃棄物の種類		
事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）			に

改める。

様式第10号中「事業の範囲」の次に「(取り扱う一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）」を加える。

様式第11号中「事業の範囲」の次に「(処分の方法ごとに区分して取り扱う一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）」を加える。

様式第13号の2第1面中「石綿含有一般廃棄物」の次に「又は水銀処理物」を加え、同様式第4面の備考第5項及び第6項中「すべて」を「全て」に改める。

様式第13号の3第1面中「石綿含有一般廃棄物」の次に「又は水銀処理物」を加え、同様式第3面の備考第4項及び第6項中「すべて」を「全て」に改める。

様式第13号の4中「石綿含有一般廃棄物」の次に「又は水銀処理物」を加える。

様式第14号の5裏面中「石綿含有一般廃棄物」の次に「又は水銀処理物」を加える。

様式第14号の6表面中「石綿含有一般廃棄物」の次に「又は基準適合水銀処理物」を加え、「又は地下水」を削り、同様式裏面の備考中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

様式第14号の6の次に次の1様式を加える。

様式第14号の7 (第19条の7関係)

(表面)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書 年 月 日	
(宛先) 金沢市長	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 用する場合を含む。)	第9条第5項(同法第9条の3第11項において準 第9条の2の3第2項
の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいの で、関係書類及び図面を添えて申請します。	
設 置 の 場 所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	
埋め立てた水銀処理物の数量	
埋立地の面積及び埋立ての深さ	
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	
埋立処分終了年月日	
悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
覆いの厚さ、材料及び強度	
講じた措置の内容	

(裏面)

備考

- 1 「地下水等」とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「最終処分基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいいます。
- 2 「覆い」とは、最終処分基準省令第1条の2第2項第4号の規定による覆いをいいます。
- 3 「講じた措置」とは、最終処分基準省令第1条の2第3項第3号の規定により講じた措置をいいます。
- 4 申請書及び添付書類は、それぞれ2部提出してください。

様式第15号の6第1面中「石綿含有一般廃棄物」の次に「又は水銀処理物」を加え、同様式第3面の備考第5項中「すべて」を「全て」に改める。

様式第15号の7表面中「石綿含有一般廃棄物」の次に「又は水銀処理物」を加え、同様式裏面の備考第3項中「すべて」を「全て」に改める。

様式第15号の12中「処理量を」の次に「含み、当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イ又はハに掲げる産業廃棄物の最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあっては、水銀処理物の処理量を」を加え、同様式備考第2項中「すべて」を「全て」に改める。

様式第22号中「別表関係」を「別表第3関係」に改め、同様式その1中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同その1の備考中「石綿含有一般廃棄物」の次に「又は水銀処理物」を加える。

様式第23号中「別表関係」を「別表第3関係」に、「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式の備考中「石綿含有一般廃棄物」の次に「又は水銀処理物」を加える。

様式第24号中「別表関係」を「別表第3関係」に、「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第25号中「別表関係」を「別表第3関係」に、「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考中「石綿含有一般廃棄物」の次に「又は水銀処理物」を加える。

様式第26号中「別表関係」を「別表第3関係」に、「あて先」を「宛先」に改め、「石綿含有産業廃棄物」の次に「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」を加える。

様式第27号中「別表関係」を「別表第3関係」に、「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

様式第28号中「別表関係」を「別表第3関係」に、「あて先」を「宛先」に改める。

様式第29号中「別表関係」を「別表第3関係」に改め、同様式表面中「あて先」を「宛先」に改め、同様式裏面の備考第2項中「石綿含有産業廃棄物」の次に「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」を加える。

様式第30号中「別表関係」を「別表第3関係」に改め、同様式表面中「あて先」を「宛先」に改め、同様式裏面の備考第1項中「再委託である」を「の再委託である」に改め、同備考第2項及び同様式別紙の備考中「石綿含有産業廃棄物」の次に「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」を加える。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第299号

金沢市産業廃棄物適正処理指導要綱（平成7年告示第15号）の一部を次のように改正する。

平成29年9月20日

金沢市長 山 野 之 義

第17条第1項第2号中「石綿含有産業廃棄物」の次に「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」を加える。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、「石綿含有産業廃棄物」の次に「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」を加え、「汚泥等又は焼却灰等」を「焼却灰等、汚泥等、廃水銀等の硫化処理に伴い生ずる廃棄物又は廃石綿等若しくは石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物」に、

区分		を
----	--	---

区分	自家処分	委託処分	に改める。
----	------	------	-------

様式第2号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、「石綿含有産業廃棄物」の次に「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」を加える。

様式第3号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式の備考中「石綿含有産業廃棄物」の次に「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」を加える。

様式第4号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、同様式の備考中「石綿含有産業廃棄物」の次に「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」を加える。

様式第5号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、「石綿含有産業廃棄物」の次に「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」を加える。

様式第6号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、「3箇月」を「3か月」に改め、同様式の備考中「石綿含有産業廃棄物」の次に「、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等」を加える。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第20号

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程(平成6年選挙管理委員会告示第28号)の一部を次のように改正する。

平成29年9月20日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

様式第5号の備考第4項第1号を次のように改める。

(1) 枚数 枚

附 則

- 1 この告示は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

●金沢市選挙管理委員会告示第21号

金沢市公職選挙運動実施規程(昭和30年選挙管理委員会告示第46号)の一部を次のように改正する。

平成29年9月20日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

第8条中「市長の選挙において」を削る。

第9条第1項中「市長の選挙において」を削り、「はらなければ」を「貼らなければ」に改め、同条第2項中「はるべき」を「貼るべき」に改める。

別記第6号様式中「執行の金沢市長選挙」を「執行の 選挙」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第7号様式中「金沢市長選挙」を「選挙」に改める。

別記第8号様式(表)中「執行金沢市長選挙」を「執行 選挙」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市公職選挙運動実施規程の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日

を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年9月20日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

●金沢市公営企業管理規程第14号

金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第27条第3項第1号中「及び9の項」を「、9の項及び13の項から15の項まで」に改める。

別表第4の12の項中「暖房機器」を「ガストーブ」に改め、同表に次のように加える。

13 中規模空調パッケージ契約	(1) エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機を使用すること。 (2) 設置する空調用熱源機の冷凍能力の合計が、240キロワット以上であること。 (3) 設置する空調用熱源機の冷房平均エネルギー消費効率が、108パーセント以上であること。 (4) 契約機器使用量が、100立方メートル以下であること。 (5) 契約年間使用量が、契約機器使用量の600倍以上であること。 (6) 契約年間引取量が、契約年間使用量の70パーセント以上であること。 (7) 契約年間負荷率が、65パーセント以上であること。 (8) 同一需要場所において、一般供給条件及び他の選択供給条件の適用を受けていないこと。 (9) 不測の需給ひっ迫等の緊急時において管理者が必要と認めた場合、一般の需要に先立って緊急調整に応じられる需要であること。	別表第17
14 小規模空調パッケージ契約	(1) エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機を使用すること。 (2) 次のいずれかの条件に適合すること。 ア 設置する空調用熱源機の冷凍能力の合計が40キロワット以下であり、かつ、ガスメーターの能力の合計が16立方メートル毎時以下であること。 イ 設置する空調用熱源機の冷凍能力の合計が40キロワットを超え100キロワット以下であり、かつ、ガスメーターの能力の合計が25立方メートル毎時以下であること。 ウ 設置する空調用熱源機の冷凍能力の合計が100キロワットを超え、かつ、ガスメーターの能力の合計が40立方メートル毎時以下であること。 (3) 設置する空調用熱源機の冷房平均エネルギー消費効率が、108パーセント以上であること。 (4) 同一需要場所において、一般供給条件及び他の選択供給条件の適用を受けていないこと。	別表第18
15 小規模ボイラー契約	(1) 蒸気ボイラー又は工業炉を使用すること。 (2) 同一需要場所において設置するガスメーターの能力の合計が65立方メートル毎時以下であること。 (3) 同一需要場所において、一般供給条件及び他の選択供給条件の適用を受けていないこと。	別表第19

別表第4の備考第2項中「全定格入力（単位キロワット時）」を「定格入力の合計（単位はキロワットとする。以下同じ。）」に改め、同備考第11項中「別表第11」を「別表第12」に改め、同備考第18項中「、別表第12及び別表第15」を「及び別表第12」に、「暖房機器」を「ガストーブ」に、「暖房を行う機能を有する燃焼機器又はガス温水暖房システム」を「放射熱又は対流熱で暖房を行う燃焼機器」に改め、同項の次に次の4項を加える。

19 この表において「冷房平均エネルギー消費効率」とは、空調用熱源機の冷凍能力の合計（単位はキロワットとする。）を空調用熱源機の冷凍時の定格入力合計で除した値に100を乗じて得たものをいい、単位はパーセントとする。

20 この表及び別表第17において「契約機器使用量」とは、契約で定める消費機器の1時間当たりの使用量をいう。

21 この表において「蒸気ボイラー」とは、エネルギー源としてガスを使用し、蒸気を発生させて他に熱を供給する機器で、定格出力が37.6キロワット以上のものをいう。

22 この表において「工業炉」とは、エネルギー源としてガスを使用する加熱装置のうち、溶解炉、鍛造炉、焼成炉、圧延炉、熱処理炉、雰囲気炉、徐冷炉及び乾燥炉をいう。

別表第5の備考第2項中「別表第11、別表第12、別表第14及び別表第16」を「別表第12、別表第14及び別表第16から別表第19まで」に改める。

別表第11中備考以外の部分を次のように改める。

適用区分	基本料金 (ガスメーター1個当たり1箇月につき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)
10立方メートルまでの場合	620円	247.96円
10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合	640円	245.96円
20立方メートルを超える場合	3,000円	128.00円

別表第11の備考第2項中「暖房機器（ガス温水暖房システムを除く。以下この表において同じ。）」を「ガスストーブ」に改め、同項第1号及び第2号中「暖房機器」を「ガスストーブ」に改める。

別表第12の備考第2項各号列記以外の部分中「暖房機器」の次に「(ガスストーブ又はガス温水暖房システムをいう。以下この表及び別表第15において同じ。）」を加える。

別表第16の次に次の3表を加える。

別表第17（第27条関係）

中規模空調パッケージ契約適用料金表

契約の種別	定額基本料金 (ガスメーター1個 当たり1箇月につ き)	流量基本料金単価 (1立方メートルにつき)		基準単位料金 (1立方メートルに つき)
		冬期	冬期以外	
第1種	60,000円	5,300円	2,000円	90.01円
第2種	50,000円	5,300円	2,000円	91.01円
第3種	1,000円	5,300円	2,000円	116.54円

備考

1 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とし、従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定する。ただし、第27条第7項の規定によりその例によることとされる条例第20条の3の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

2 基本料金は、この表の契約の種別の欄に掲げる区分に応じ、同表の定額基本料金の欄に定める額に、契約機器使用量に同表の流量基本料金単価の欄に定める額を乗じて得た額を加算して算定する。

別表第18 (第27条関係)

小規模空調パッケージ契約適用料金表

適用区分	基本料金 (ガスメーター1個当たり1箇 月につき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)	
		冬期	冬期以外
48立方メートルまでの場 合	450円	201.65円	163.90円
48立方メートルを超え 331立方メートルまでの 場合	1,400円	181.86円	144.11円
331立方メートルを超え る場合	9,000円	158.90円	121.15円

備考 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とし、従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定する。ただし、第27条第7項の規定によりその例によることとされる条例第20条の3の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

別表第19 (第27条関係)

小規模ボイラー契約適用料金表

適用区分	基本料金 (ガスメーター1個当たり1箇 月につき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)	
		冬期	冬期以外
320立方メートルまでの場 合	450円	166.65円	143.00円
320立方メートルを超え 1,000立方メートルまで の場合	6,850円	146.65円	123.00円
1,000立方メートルを超 える場合	28,910円	124.59円	100.94円

備考 早収料金は、基本料金と従量料金の合計とし、従量料金は、基準単位料金に使用量を乗じて算定する。ただし、第27条第7項の規定によりその例によることとされる条例第20条の3の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定する。

附 則

- この規程は、平成29年11月1日から施行する。
- 改正後の金沢市ガス供給に関する規程の規定は、料金算定期間の末日が平成29年12月1日以後に属する料金算定期間の料金について適用する。
- この規程の施行の際現にガス温水暖房システムの利用に基づいて締結している家庭用暖房契約に係る改正後の金沢市ガス供給に関する規程別表第4の12の項の規定の適用については、同項中「ガストーブ」とあるのは、「ガストーブ又はガス温水暖房システム」とする。

平成29年(2017年)9月20日 印刷
平成29年(2017年)9月20日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄